

4 子ども・子育て世代への支援の充実

<子育て環境の充実>

○子ども・子育て支援新制度関係事業【新規】（児童家庭課） 10,520,000千円

幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせ、新たな制度の下における各種子育て関係事業を着実に推進します。

・施設型給付費【新規】（児童家庭課） 7,120,000千円

子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園の運営費に対する共通の給付として市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対 象] 私立の認定こども園、保育所、幼稚園

[負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4 等

・地域型保育給付費【新規】（児童家庭課） 400,000千円

子ども・子育て支援法に基づき、待機児童の解消や保育機能の確保を図るために市町村が実施する小規模保育事業、家庭的保育事業等の運営費に対して支弁する給付費の一部を負担します。

[対 象] 小規模保育、家庭的保育等を行う民間事業者

[負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

・地域子ども・子育て支援事業【新規】（児童家庭課） 3,000,000千円

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する放課後児童クラブ、病児保育、延長保育、一時預かり等の事業に要する経費に対し助成します。

[主な事業]

1 放課後児童健全育成事業 1,408,200千円

仕事などで保護者が昼間家庭にいない児童の生活や遊びの場となる「放課後児童クラブ」を実施する市町村の運営費等に対し助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

[補助対象] 原則として開設日数250日以上、児童数10人以上のクラブ

2 病児保育事業 188,000千円

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に実施する保育等に対して助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

3 延長保育事業 250,000千円

通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で実施する保育に対して助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

4 一時預かり事業 362,400千円

家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うための費用を助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

5 地域子育て支援拠点事業 599,497千円

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うための事業に対して助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

○保育所緊急整備事業（児童家庭課） 5,537,000千円（H26 5,478,000千円）

待機児童の早期解消のため、国の交付金により造成した基金を活用し、民間保育所の施設整備に対し助成します。

1 保育所緊急整備事業 4,699,000千円

民間保育所の施設整備費に対し助成します。

[補助対象] 民間保育所の創設、増築、増改築、大規模修繕

[補助率] 国（基金）1/2・市町村1/4 等

2 賃貸物件による保育所整備事業 838,000千円

賃貸物件による民間保育所の設置事業費に対し助成します。

[補助対象] 民間保育所の賃借物件の賃借料、改築費用

[基準額] ①賃借料：1施設 41,000千円

②改修費：（本園）1施設 27,000千円（分園）1施設 22,000千円

○保育所整備促進事業（児童家庭課） 1,000,000千円（H26 1,000,000千円）

待機児童の早期解消を図るため、保育所の施設整備費について国の助成に県が独自の加算措置を行い、緊急的に保育所の整備を促進します。

[補助対象] 民間保育所の創設、増築、増改築

[補助率] 安心こども基金事業の補助対象基準額を超える額の1/2

[上限額] 定員1人あたり2,800千円

○小規模保育設置促進事業（児童家庭課） 1,478,000千円

待機児童の早期解消のため、国の交付金により造成した基金を活用し、小規模保育事業の実施のための施設改修及び賃貸物件による事務所設置に対し助成します。

[補助対象] 新たに小規模保育事業を実施する場合の施設改修費、賃借料

[補助率] 国（基金）2/3・市町村1/12

[基準額] ①賃借料：1事業所 41,000千円

②改修費：1事業所 22,000千円

○保育士人材確保等事業（児童家庭課、学事課） 30,784千円（H26 19,156千円）

不足している保育士の確保を図るため、潜在保育士等の就労支援や資格取得支援などの人材確保対策を実施します。

1 ちば保育士・保育所支援センター運営事業 5,362千円

潜在保育士等の就労支援窓口の設置・運営

2 保育士研修等事業 17,160千円

保育士の専門性の向上に係る研修、保育士養成施設の学生や潜在保育士を対象とした就職説明会・研修の実施

3 保育教諭確保のための資格取得支援事業 8,262千円

幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる養成施設の受講料及びその際の代替幼稚園教諭・保育士の雇上費に対する助成

○放課後児童クラブ施設整備事業（児童家庭課） 249,000千円（H26 236,000千円）

放課後児童クラブの創設、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費に対し助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

○放課後子ども教室推進事業（生涯学習課） 100,146千円（H26 72,938千円）

子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力を得て行う、勉強やスポーツを教える取組などに助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3 ※政令・中核市除く

○子ども医療費助成事業（児童家庭課） 6,700,000千円（H26 6,700,000千円）

子どもの保健対策の充実や保護者の経済的負担軽減を図るため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。

[実施主体] 市町村

[負担割合] 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）

[助成対象] 入院 中学校3年生まで

通院 小学校3年生まで

[自己負担] 入院1日、通院1回につき300円

[支給方法] 現物給付

○人口減少・少子化に関するセミナー【新規】（政策企画課） 1,000千円

人口減少・少子高齢化社会を迎え、本県活力の低下が懸念される中、持続可能な社会を維持していくため、大学生等を対象に、人口減少をめぐる問題や妊娠・出産等に関する正しい知識について学び考える機会を提供します。

[事業内容]

・人口減少に関するセミナー

・妊娠・出産に関する正しい知識を普及するためのセミナー

○（仮称）ちば ウーマン ダイアリー事業（政策企画課） 20,000千円

結婚から妊娠・出産、子育ての期間中にいる方が、必要なときに、より手軽に市町村等のイベント及び施策や、健康・育児に関する情報を入手できるスマートフォン用アプリ（日々の記録等を管理できるソフト）を平成27年度から本格運用します。

○子育て応援！チーパス事業（児童家庭課） 23,183千円（H26 25,493千円）

企業等の協賛により、子育て家庭が各種サービスを受けられる子育て支援事業を実施します。

[対 象] 県内の妊婦又は中学生までの子どもが1名以上いる家庭

- [実施方法] ①優待カード「チーパス」を市町村を通じて各家庭に配布
②協賛事業者は協賛ステッカーを掲示し、各種サービスを提供
③対象者は優待カードを提示することで、サービスを受けられる

<児童虐待防止>

○児童虐待防止対策事業（児童家庭課） 134,541千円（H26 129,996千円）

児童虐待の未然防止・早期発見・被虐待児童等へのフォローアップの充実のため、医療機関を交えた児童虐待対応のネットワークを新たに構築するほか、市町村や関係機関への研修を行い、相談体制の充実を図ります。

[事業内容]

- 1 児童相談所虐待防止体制強化事業 102,673千円
24時間365日の電話相談、一時保護児童への心理的ケアの実施 等
- 2 児童相談所専門機能強化事業 14,063千円
児童相談所職員に対する各種研修の実施、専門家の協力・助言を得る体制の構築 等
- 3 児童虐待対策関係機関強化事業 3,202千円
市町村担当者等への各種研修の実施、専門家の派遣などの関係機関への支援 等
- 4 子ども虐待防止地域力強化事業 10,369千円
オレンジリボンキャンペーンの実施、児童虐待に係る通告先の周知や意識啓発 等
- 5 児童虐待防止医療ネットワーク事業【新規】 4,234千円
こども病院への児童虐待専門コーディネーターの配置、医療機関と児童相談所の連絡会議、地域保健医療従事者に対する研修等による児童虐待対応体制の強化

<教育>

○ちばっ子「学力向上」総合プランの推進（指導課） 156,517千円（H26 156,767千円）

児童生徒の学力向上のため、放課後学習の充実、体験学習など多様な学習機会の提供、魅力ある授業づくりなどに取り組みます。

[主な事業]

1 学習サポーター派遣事業 125,364千円

児童生徒の学力向上のため、学校教育の一環として行う放課後の補充学習等の取組に対して、退職教員や教員を志望する大学生などによる学習サポーターを小中学校に派遣します。

- ・学習サポーター派遣校：公立小中学校 165校
- ・実施内容：放課後における補充学習、少人数指導等の学習支援

2 多様な学習機会の提供 23,063千円

小学校・中学校・高等学校の相互の連携による専門的かつ意欲的な学びの機会を提供するとともに、先進的な理数教育を推進するなど、多様な学習機会を提供します。

- ・体験学習の推進 16,801千円
- ・スーパーサイエンスハイスクールなど先進的な理数教育の推進 6,262千円

3 魅力ある授業づくり 6,734千円

子どもたちの学びの視点から授業教材に創意工夫を凝らし学習内容の充実を図ります。

○国際的に活躍できる人材の育成（指導課、教育政策課、生涯学習課）

257,307千円（H26 247,288千円）

千葉県の子どもたちが国際的に活躍できる人材に育つよう、海外留学への助成や外国語学習の充実を図るとともに、国際感覚や多文化理解の醸成に向けた国際教育交流を推進します。

1 高校生等海外留学助成事業（指導課） 21,000千円（H26 21,000千円）

[対象者] 高校生等

[対象経費] 国際航空運賃、傷害保険料、出国手続諸費用、外国での授業料 等

[助成額] 1人につき上限30万円（2週間以上1年未満の短期留学は上限10万円）

2 英語等外国語教育推進事業（指導課） 226,307千円（H26 226,288千円）

県立学校において外国語指導助手（ALT）による授業などに取り組みます。

・語学指導等を行う外国青年（ALT）招致事業 217,116千円

3 国際教育交流推進事業【新規】（教育政策課、生涯学習課） 10,000千円

[事業内容]

・教育関係者の交流事業 8,000千円

子どもたちの海外交流を活発化させるため、アジア地域の教育関係者と協議します。

・県内高校等の交流事業 1,000千円

ホームステイ等の促進のため、高校生がいる家庭に向けた普及啓発に取り組みます。

・文化交流イベントの実施 1,000千円

県民の日の交流イベントに合わせて、訪日高校生等との生徒間交流を実施します。

○世界少年野球大会開催事業【新規】（体育課）

15,000千円

野球を通じて、世界の子どもたちと友情と親善の和を広げることで、競技力の向上及び国際交流の促進を図るため、「世界少年野球大会」を開催します。

[主催]（一財）世界少年野球推進財団、千葉県、成田市、（公財）日本野球連盟

[開催日程] 平成27年8月2日～10日

[開催地] 候補地：成田市（ナスパスタジアム・中台球場）

[参加者等] 13～15か国 約150名（10～11歳の児童）

[実施内容] 野球教室、交流試合、交流行事

○千葉県競技力向上推進本部事業（体育課） 200,000千円（H26 200,000千円）

「ゆめ半島千葉国体」の成果を引き継ぎ、本県選手の育成・強化を図るとともに、スポーツを通じた活力ある地域づくりを推進するため、千葉県競技力向上推進本部が行う事業に対し助成します。

[事業内容]

- ・国体選手強化・サポート事業
- ・ちばジュニア選手強化事業
- ・スポーツ選手医・科学サポート事業等

○学校におけるいじめ防止対策の推進（指導課、学事課、県民生活・文化課、警務課）
735,311千円（H26 681,000千円）

いじめの未然防止、早期発見・解決に向け、小学校のスクールカウンセラーを増増するとともに、スクール・サポーターを増員します。また、新たにいじめ問題に機動的に対応できるチームの派遣事業の開始や教員の資質向上の取組を強化するなど、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを進めます。

1 学校への支援体制の強化（指導課、警務課） 657,050千円（H26 613,739千円）

- ・スクールカウンセラーの配置等（指導課） 560,654千円

児童生徒のカウンセリングや保護者等への助言を行うため配置します。

[配置人数] 小学校 70人 年 114時間（隔週1回6.5時間×17.5週）

全公立中学校 326人、県立高校 80人、教育事務所等 11人

年 228時間（週1回6.5時間×35週）

[負担割合] 国 1/3、県 2/3

- ・スクール・サポーター（警務課） 96,396千円

学校のいじめや非行防止対策を継続的に支援するため各少年センターに配置します。

[配置人数] 32人

2 相談体制等の充実（指導課、県民生活・文化課） 63,823千円（H26 62,061千円）

- ・子どもと親のサポートセンター等における相談事業（指導課） 58,282千円

子ども、保護者、教員等からの教育に関する相談に応じます。

[センターでの窓口相談] 平日8:30～17:15

[24時間いじめ電話相談] 平日17:15～翌朝8:30、土・日・祝日8:30～翌朝8:30

- ・ネットパトロールの実施（県民生活・文化課） 5,541千円

ネットいじめ、非行、犯罪被害防止の観点から、青少年の書き込み頻度の高いサイトや掲示板などを監視します。

3 学校におけるいじめ対応力強化等（指導課、学事課） 14,438千円（H26 5,200千円）

- ・いじめ問題対策支援チームの派遣【新規】 6,000千円
- ・いじめ問題対策リーダー養成集中研修【新規】 4,000千円
- ・いじめ防止啓発資料 3,500千円
- ・いじめ防止対策推進条例に基づく調査会等 938千円

○道徳教育推進プロジェクト事業（指導課） 32,200千円（H26 32,200千円）

小・中・高等学校の児童・生徒の発達段階に応じた道徳教育の推進を図ります。

[主な事業]

- ・中学生用映像教材の作成 24,708千円
- ・教員向け指導資料集の作成 2,790千円
- ・道徳教育推進校における研究 2,000千円

[研究内容] 映像教材の活用を含めた道徳教育全体に関する実践的な研究

[実施校等] 県立高等学校10校、再委託5市町村

- ・心の教育推進キャンペーン 2,100千円

[内容] 道徳教育の公開授業を実施

○子ども・若者育成支援推進事業（県民生活・文化課） 11,374千円（H26 13,260千円）

ひきこもりやニート、不登校などの問題を抱える子ども・若者に対し、支援機関の紹介を行う総合相談窓口として、「千葉県子ども・若者総合相談センター」を運営し、専門の相談員による適切な助言や情報を提供します。

[主な事業]

- 千葉県子ども・若者総合相談センター運営経費 10,752千円

○高等学校再編事業（財務施設課） 1,304,400千円（H26 265,700千円）

東葛飾高校への中学校の併設や、大原高校、岬高校及び勝浦若潮高校の統合のために必要な整備を進めます。また、県立高校への福祉コースや総合学科の設置などにより魅力ある学校づくりを進めます。

[事業内容]

- 1 東葛飾高校への中学校併設 820,500千円
- 2 大原高校、岬高校及び勝浦若潮高校の統合 404,200千円
- 3 総合学科の設置等学習内容の多様化 79,700千円
 - ・小見川高校（福祉コースの設置）
 - ・小金高校（総合学科の設置）
 - ・印旛明誠高校（新たな選択科目の設置）

○**県立学校空調設備整備事業（財務施設課）** 123,947千円（H26 134,552千円）

疾病や障害等により体温調整が困難な児童生徒のために、特別支援学校の工芸室などの作業実習室に空調設備を整備します。また、教職員の執務環境の改善を図るため、県立高校の職員室等管理諸室に空調設備を整備します。

[事業内容]

- 1 特別支援学校作業実習室空調設備整備 86,949千円
[対象校] 千葉特別支援学校、市川特別支援学校等 8校25室
- 2 高等学校職員室等管理諸室空調設備整備 36,998千円
[対象校] 設計 4校
空調設備リース 12校（新規4校、継続8校）

○**特別支援学校整備事業（財務施設課）** 749,900千円（H26 2,394,168千円）

特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密化・教室不足に対応するため、高等学校の空き校舎などを活用した整備を進めます。

[主な事業]

- 1 高等学校を活用した施設整備 626,600千円
 - ・ 矢切特別支援学校の整備 599,600千円
 - ・ 大網白里特別支援学校の整備 7,400千円
 - ・ 船橋夏見特別支援学校の整備 9,600千円
 - ・ 湖北特別支援学校の整備 10,000千円
- 2 市町村立小中学校等を活用した施設整備 119,100千円
 - ・ (仮称) 栄特別支援学校の新設（栄町立栄東中学校の改修） 50,000千円
 - ・ 飯高特別支援学校の整備 63,100千円
 - ・ 習志野特別支援学校の整備 6,000千円

○**特別支援アドバイザー事業（特別支援教育課）** 56,071千円（H26 55,925千円）

障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援のあり方等について、公立の幼稚園、小・中・高校からの要請に応じて特別支援アドバイザーを派遣し、教職員や特別支援教育支援員等に対する助言・援助を行います。

[配置数] 20名

[派遣先] 公立の幼稚園、小学校・中学校・高等学校

[業務内容]

- ・ 実態把握や学習上、生活上の指導・支援の在り方に関する助言・援助
- ・ 個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用に関する助言・援助
- ・ 校（園）内支援体制づくりに関する助言・援助 等

○高等学校特別支援教育支援員配置事業（特別支援教育課）

9,086千円（H26 19,089千円）

県立高等学校において、生活全般の介助を必要とする生徒への適切な支援を行うため、特別支援教育支援員を配置します。

[支援の対象者] 5名

[支援員数] 5名

[業務内容] 食事、排泄、教室間移動等の介助、代筆等の学習支援

[配置基準]

下記のいずれかに該当する場合に、状況観察の上、最終決定する。

- ・中学校在学時に支援員の介助を受けていたこと。
- ・車いすを使用し、食事、排泄等の介助を必要としていること。
- ・保護者との協議に基づき、学校長から配置要請があること。

○私立学校経常費補助（一般補助）（学事課） 34,849,054千円（H26 34,761,891千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が行う教育に対する助成について、国標準単価を措置するとともに、高校では17,500円、幼稚園では3,800円を上乗せするなど、一層の拡充を図ります。

○私立幼稚園教育振興事業補助（学事課） 161,600千円（H26 183,080千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人立以外の幼稚園が行う教育に要する経常的経費に対し助成します。

- ・補助単価 8,080千円／園
- ・対象園数 20園

○私立高等学校等就学支援事業（学事課） 6,130,000千円（H26 6,515,000千円）

私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成します。

[支給対象]

- ・私立高校生、専修学校（高等課程）生徒

[支給額]

- ・1人あたり 118,800円／年

ただし、平成26年4月以降に入学した者（新1・2年生）については、低所得世帯に係る加算支給を増額するとともに、所得制限を設定する。

年 収 区 分	H27の新3年生		H27の新1・2年生	
	1人あたり年額	予算額 (千円)	1人あたり年額 (円)	予算額 (千円)
250万円未満	237,600円 (2.0倍)	303,416	297,000円 (2.5倍)	927,531
250万円以上350万円未満	178,200円 (1.5倍)	151,114	237,600円 (2.0倍)	530,561
350万円以上590万円未満	118,800円 (1.0倍)	1,812,294	178,200円 (1.5倍)	1,185,030
590万円以上910万円未満			118,800円 (1.0倍)	1,190,376
910万円以上				
合 計		2,266,824		3,833,498

○私立高等学校等授業料減免事業補助（学事課） 817,400千円（H26 689,000千円）

学校法人が保護者に対し、授業料の全部又は一部を免除した場合、その経費を助成します。

[補助内容]

- ・全額減免：生活保護を受けている者、年収350万円未満程度の者
- ・3分の2減免：年収350万円～640万円以下程度の者など

○私立高等学校等奨学のための給付金事業（学事課） 222,000千円（H26 68,000千円）

低所得者層の教育費負担の軽減を図るため、私立高等学校等の生徒に対し、奨学のための給付金を支給します。

[対象者] 私立高等学校等の生徒がいる保護者等
(市町村民税所得割額が非課税である世帯)

[支給額]

私立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯 年 52,600円
- ・第1子の高校生等がいる世帯 年 39,800円（通信制38,100円）
- ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年138,000円（通信制38,100円）

[負担割合] 国1/3、県2/3

○私立高等学校入学金軽減事業補助（学事課） 87,000千円（H26 79,000千円）

入学金の納入が困難な状態にある保護者に対し、学校法人が行う入学金軽減に要する経費の一部を助成します。

[補助対象]

- ・生活保護を受けている者
- ・年収350万円未満程度の者

[補助額] 入学金の2分の1相当額と学校法人が軽減した額のいずれか低い額
(限度額：5万円)

○公立高等学校就学支援金（財務施設課） 6,641,529千円（H26 3,091,000千円）

公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額を支給します。

[対象者] 県立・市立高校生（保護者の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満の者）

[支給額] 授業料相当額

[負担割合] 国10/10

○公立高等学校等奨学のための給付金（財務施設課）

682,862千円（H26 318,000千円）

公立高校等に在学する生徒の保護者の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。

[対象者] 国公立高校生、高等専門学校等の生徒がいる保護者等

（市町村民税所得割額が非課税である世帯）

[支給額]

国公立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯 年 32,300円
- ・第1子の高校生等がいる世帯 年 37,400円（通信制36,500円）
- ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年129,700円（通信制36,500円）

[負担割合] 国1/3、県2/3